

平成 21 年 5 月 18 日

大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部
地域スポーツ振興担当課長

新型インフルエンザの対応について

標題につきまして、大阪市立学校及び隣接する市町村内の学校が休校となったことを受け、本日より 2 4 日（日）までの間、次の対応を要請します。

記

- 1 教室事業について（対象：全施設）
高校生以下が参加する教室事業については中止する。
- 2 開放 DAY について（対象：スポーツセンター）
スポーツセンターにおいて、2 3 日（土）に開放 DAY を予定している場合は、中止する。
- 3 スポーツ大会等の開催について（対象：全施設）
一律に自粛要請は行わないが、施設管理者から主催者に対し、開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫をするよう要請する。
- 4 みおネットの入力取消及び利用料金の還付について
（対象：スポーツセンター、庭球場、運動場、扇町プール体育場・卓球場）
みおつくしスポーツネットで予約申し込みする施設のうち、小・中・高校生の施設利用分について、通常の口座振替による料金徴収の場合は、業務用端末で当該利用分を強制取り消しの入力をする事。
また、窓口で利用料金を徴収しているときは、利用料金については還付する
なお、新型インフルエンザに関連して、小・中・高校生以外の一般利用者からキャンセルの申し出があった場合についても、同様の取り扱いとすること。

< 問い合わせ先 >

大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当
電話； 0 6 - 6 6 1 5 - 0 9 0 5